

平成23年5月18日

資料5

# 増田構成員提出資料

# 生活衛生資金貸付の概要(日本政策金融公庫国民生活事業)

## 【生活衛生資金貸付の融資実績】

➤融資先企業数 約10万企業

➤1企業あたり平均融資残高 487万円

### 業種別融資構成比(件数)

(平成21年度)

飲食店関係営業  
59.5%

一般公衆浴場業、その他  
1.6%

美容業  
19.5%

理容業  
10.8%

旅館業  
4.5% クリーニング業  
4.1%

(注)生活衛生貸付の内訳です。

### 従業者規模別融資構成比(件数)

(平成21年度)

4人以下  
82.4%

5~9人  
12.1%

10~19人  
3.5% 20人以上  
2.0%

(注)生活衛生貸付(直接扱)の内訳です。

## 【生活衛生資金貸付の最近の取組】

➤東日本大震災により被災された生活衛生関係営業者の皆さまへの対応

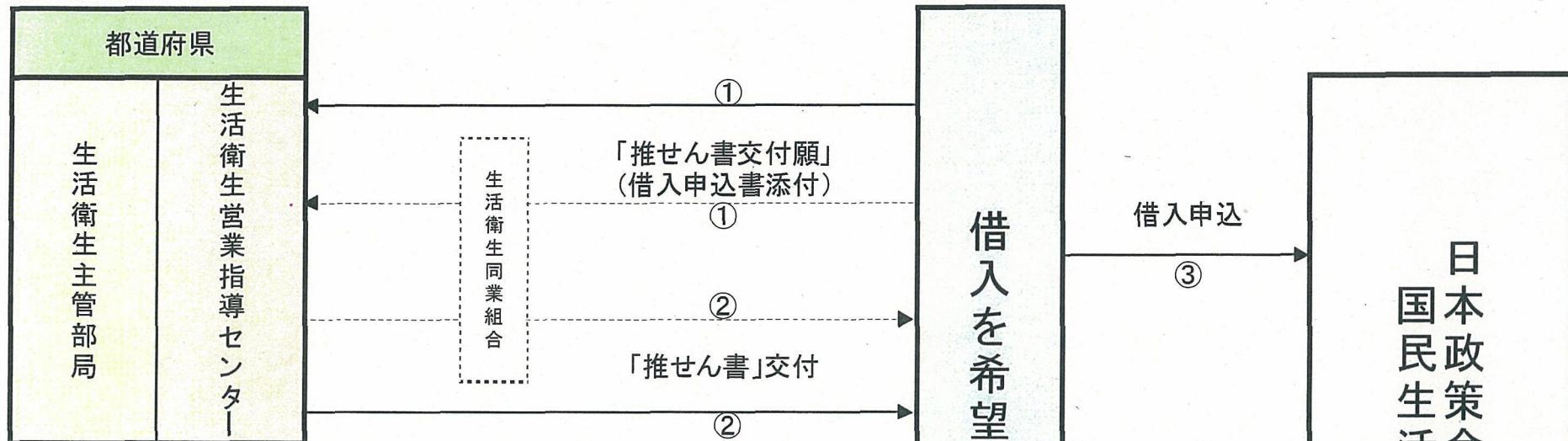
- ・本災害により被害を受けられた方を対象に特別相談窓口を設置するとともに、災害復旧貸付を実施
- ・直接被害を受けられた方及び一定の要件を満たす間接被害を受けられた方であって、罹災証明書等の発行を受けられた方を対象に、利率の引下げ措置を実施
- ・災害復旧貸付に必要な罹災証明書等の事後提出を可能とするなど、弾力的な手続きを実施
- ・震災の影響により返済猶予の申し出が遅れた場合でも、返済期日に遡って返済猶予の手続きを実施
- ・返済猶予は電話等の簡便な手段による相談が可能

➤衛生環境が激変した場合の緊急融資の実施

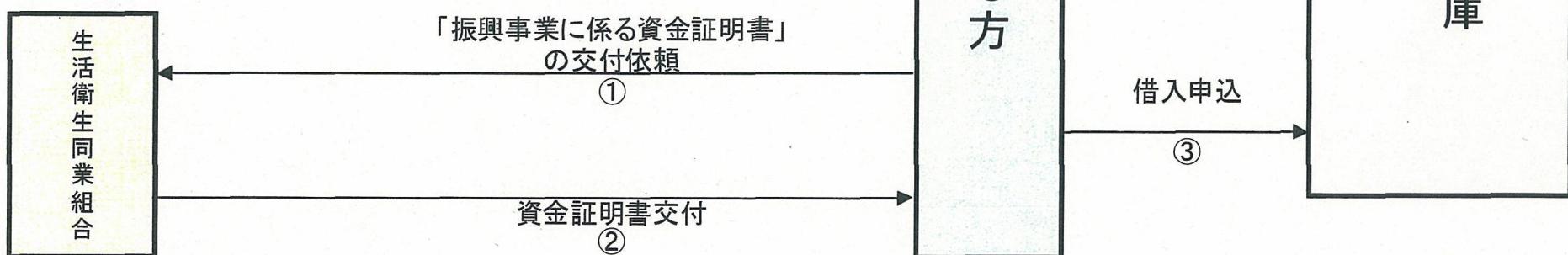
- ・BSEや新型インフルエンザなど衛生水準の維持・向上に著しい支障を来すような衛生環境の激変が起った場合は、貸付限度額などに特例を設けた「衛生環境激変特別貸付」を実施
- ・平成22年8月には「口蹄疫にかかる衛生環境激変特別貸付」を実施

# お申込の手続き（生活衛生融資）

## ●一般貸付



## ●振興事業貸付



# 生活衛生貸付に係る制度改善の現状と課題

## 【生活衛生貸付（一般貸付）に係る「推せん書」の取扱いについて】

「推せん書」の取扱い	現状と課題	参考																		
1 「推せん書」について	<p>生活衛生貸付（一般貸付⇒基準利率が主体）の借入申込にあたっては、その申込金額が300万円を超える場合、原則として都道府県知事の「推せん書」が必要となっている。一方、生衛業者でも利用できる普通貸付（一般貸付⇒基準利率が主体）の運転資金や普通貸付（特別貸付⇒特別利率が適用できる制度もある。）においては、当該推せん書は不要である。</p> <p>このため、手続き面、金利面から普通貸付（一般貸付・特別貸付）を選択するケースが多くなってきているものと考える。</p>	<p>☞ 生活衛生貸付（一般貸付）の貸付件数推移 ～貸付金額が300万円を超えるもの～</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成 17 年度</td><td>4,017 件</td></tr> <tr> <td>平成 18 年度</td><td>3,225 件</td></tr> <tr> <td>平成 19 年度</td><td>2,932 件</td></tr> <tr> <td>平成 20 年度</td><td>2,847 件</td></tr> <tr> <td>平成 21 年度</td><td>2,367 件</td></tr> </tbody> </table>	平成 17 年度	4,017 件	平成 18 年度	3,225 件	平成 19 年度	2,932 件	平成 20 年度	2,847 件	平成 21 年度	2,367 件								
平成 17 年度	4,017 件																			
平成 18 年度	3,225 件																			
平成 19 年度	2,932 件																			
平成 20 年度	2,847 件																			
平成 21 年度	2,367 件																			
2 「推せん書」の必要基準額について	<p>「推せん書」については、生活衛生貸付制度発足当時（環境衛生金融公庫時代）には、申込金額に関わらず全ての設備資金について必要とされていたが、物価事情、規制緩和及び推薦事務の簡素化の見地等の観点から推薦に要する金額を順次改正し、現在の取扱いとなっているものである。</p> <p>「推せん書」の必要基準額を引き上げることにより、顧客の利便性及び手続きの負担軽減並びに都道府県等における推薦事務の簡素化を図ることができるものと考える。</p>	<p>☞ 「推せん書」の必要基準額の推移</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>昭和 42 年</td><td>全ての設備資金</td></tr> <tr> <td>昭和 43 年</td><td>50 万円</td></tr> <tr> <td>昭和 51 年</td><td>100 万円</td></tr> <tr> <td>平成 6 年</td><td>300 万円</td></tr> </tbody> </table> <p>☞ 生活衛生貸付（一般貸付）の貸付金額別構成比 【平成 21 年度】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>～300 万円以下</th><th>～500 万円以下</th><th>～800 万円以下</th><th>～1,000 万円以下</th><th>1,000 万円超</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55.3%</td><td>15.5%</td><td>17.3%</td><td>7.2%</td><td>4.8%</td></tr> </tbody> </table>	昭和 42 年	全ての設備資金	昭和 43 年	50 万円	昭和 51 年	100 万円	平成 6 年	300 万円	～300 万円以下	～500 万円以下	～800 万円以下	～1,000 万円以下	1,000 万円超	55.3%	15.5%	17.3%	7.2%	4.8%
昭和 42 年	全ての設備資金																			
昭和 43 年	50 万円																			
昭和 51 年	100 万円																			
平成 6 年	300 万円																			
～300 万円以下	～500 万円以下	～800 万円以下	～1,000 万円以下	1,000 万円超																
55.3%	15.5%	17.3%	7.2%	4.8%																
3 「推せん書」が必要な資金について	<p>生活衛生貸付には、より政策的必要性が高いという理由から一般貸付等の貸付限度額に特例を設けることができる、特例貸付という制度があるが、一般貸付を利用する場合においての「推せん書」の取扱いは同じとなっている。</p> <p>「推せん書」の位置づけは、営業の近代化について関係行政庁における指導育成と公庫融資の一体的運用を図るためのものであり、既に政策必要性を認定された特例貸付を利用する場合についても同様に「推せん書」の提出を求ることは、顧客に不要な手続き負担を強いているとも考えられる。</p>	<p>☞ 特例貸付（生活衛生貸付）の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>融資制度</th><th>目的</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境対策関連貸付</td><td>防災安全の確保、アスベストの飛散防止、耐震改修を図るためのもの</td></tr> <tr> <td>事業安定等貸付</td><td>雇用の受け皿としての機能を高めるためのもの</td></tr> <tr> <td>健康・福祉増進貸付</td><td>高齢者等が施設を使いやすくするため及び受動喫煙を防止するためのもの</td></tr> </tbody> </table>	融資制度	目的	環境対策関連貸付	防災安全の確保、アスベストの飛散防止、耐震改修を図るためのもの	事業安定等貸付	雇用の受け皿としての機能を高めるためのもの	健康・福祉増進貸付	高齢者等が施設を使いやすくするため及び受動喫煙を防止するためのもの										
融資制度	目的																			
環境対策関連貸付	防災安全の確保、アスベストの飛散防止、耐震改修を図るためのもの																			
事業安定等貸付	雇用の受け皿としての機能を高めるためのもの																			
健康・福祉増進貸付	高齢者等が施設を使いやすくするため及び受動喫煙を防止するためのもの																			